

## 安全データシート

### 1. 製品及び会社情報

製品名	硫化水素 (H <sub>2</sub> S) (可燃性・毒性ガス)
会社名	住友精化株式会社
住所	大阪市中央区北浜4丁目5番33号
担当部門	ガス事業部
電話番号	Tel.06-6220-8555 Fax.06-6220-8533
緊急連絡先	品質保証室 Tel.079-235-1301
整理番号	3249-01-0-11
作成日	1993年4月1日
改訂日	2017年7月30日

### 2. 危険有害性の要約

**重要危険有害性  
特有の危険有害性**

高圧ガスのため加熱により容器が爆発するおそれがある。  
極めて可燃性／引火性の高いガスである。  
可燃性ガスで、空気との混合物に引火性がある。  
吸入すると生命に危険なガスである。

#### GHS 分類

##### 物理化学的危険性

可燃性・引火性ガス	区分1
支燃性・酸化性ガス	区分外
高圧ガス	液化ガス

##### 健康に対する有害性

急性毒性 吸入	区分2
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分2 A
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分1 (中枢神経系、呼吸器系、心血管系)

##### 環境に対する有害性

水生環境急性有害性	区分1
水生環境慢性有害性	区分1

記載がない項目は分類対象外または分類できない。

#### ラベル要素

##### 絵表示



##### 注意喚起語

危険

##### 危険有害性情報

H220 極めて可燃性又は引火性の高いガス  
H280 高圧ガス：熱すると爆発するおそれ  
H330 吸入すると生命に危険  
H319 強い眼刺激  
H370 中枢神経系、呼吸器系、心血管系の障害  
H400 水生生物に非常に強い毒性  
H410 長期継続的影響により水生生物に非常に強い毒性

##### 注意書き

##### 予防策

P202 すべての安全注意(安全データシート: SDS)を読み理解するまで取り扱わないこと。  
P210 熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。一禁煙。  
P284 呼吸用保護具を着用すること。  
P280 保護眼鏡／保護面を着用すること。  
P260 ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。  
P271 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。  
P270 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。  
P264 取扱い後は、よく手や眼などを洗うこと。  
P273 環境への放出を避けること。(必要な時以外は)

対応	<p>P312 気分が悪い時は、医師に連絡すること。</p> <p>P377 漏洩ガス火災の場合：漏洩が安全に停止されない限り消火しないこと。</p> <p>P381 安全に対処できるならば着火源を除去すること。</p> <p>P304+P340 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。</p> <p>P310 直ちに医師に連絡すること。</p> <p>P305+P351+P338 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。</p> <p>P337+P313 眼の刺激が続く場合は、医師の診断／手当てを受けること。</p> <p>P308+P311 暴露または暴露の懸念がある場合：医師に連絡すること。</p> <p>P391 漏出物は回収すること。</p>
保管	<p>P410+P403 日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。</p> <p>P405 施錠して保管すること。</p> <p>P403+P233 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。</p>
廃棄	<p>使用後または内容物のある容器は、製造業者に返却すること。</p>

### 3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別	単一製品
化学名 又は 一般名	硫化水素 (Hydrogen sulfide)
化学特性(化学式)	H <sub>2</sub> S (分子量 34.1)
成分 及び 含有量	99%以上
官報公示整理番号	1-434
化審法 安衛法	公表
記載対象法規	
労働安全衛生法	名称等を通知すべき有害物
化学物質管理促進法	非該当
毒物劇物取締法	非該当
C A S Reg. No.	7783-06-4

### 4. 応急措置

吸入した場合	<p>被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。呼吸が停止している場合には、人工呼吸を行い、速やかに医師の手当てを受けること。</p> <p>気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。</p>
皮膚に付着した場合	<p>皮膚を速やかに多量の水と石鹼で洗浄すること。</p> <p>皮膚刺激が生じた場合は、医師の手当て、診断を受けること。</p> <p>気分が悪い時は、医師に連絡すること。</p> <p>汚染された衣類を脱ぐこと。</p> <p>液化ガスに触れたときは白くなった部位を微温湯で温めること。</p>
目に入った場合	<p>噴出ガスを受けた場合、直ちに医師の手当てを受けること。</p> <p>水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。</p> <p>眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。</p> <p>気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。</p>
飲み込んだ場合	<p>口をすすぐこと。</p> <p>気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。</p>
予想される急性症状及び遅発性症状並びに最重要な徴候および症状	<p>吸入した場合：頭痛、めまい、咳、咽頭痛、吐き気、息苦しさ、意識喪失。</p> <p>皮膚に付着した場合：液体に触れると凍傷。</p> <p>目に入った場合：発赤、痛み、重度の熱傷。</p> <p>空気中の濃度が高いと酸素の欠乏が起こり、意識喪失又は死亡の危険を伴う。肺水腫の症状は2～3時間経過するまで現われない場合が多く、安静を保たないと悪化する。したがって、安静と経過観察が不可欠である。</p>
医師に対する特別な注意事項	<p>救助者は、状況に応じて適切な保護具を着用する。</p>
応急措置をする者の保護	

## 5. 火災時の措置

### 適切な消火剤

漏洩ガス火災の場合、漏洩が安全に停止されない限り消火しないこと。

周辺の火災時は、適切な消火薬剤を使用すること。

小火災：二酸化炭素、粉末消火剤

大火災：散水、噴霧水

### 特有の危険有害性

極めて引火性／可燃性の高いガス。容易に発火するおそれがある。

空気と爆発性混合気を形成する。

火災に包まれたボンベは、安全弁から可燃性のガスの放出のおそれがある。

加熱により容器が爆発するおそれがある。

破裂したボンベが飛翔するおそれがある。

火災によって刺激性、腐食性又は毒性のガスを発生するおそれがある。

### 特有の消火方法

漏洩が安全に停止されない限り消火しないこと。

安全に対処できるならば着火源を除去すること。

危険でなければ火災区域から容器を移動する。

容器が熱に晒されているときは移動させない。

移動が困難な場合は、容器及び周囲に散水し容器の破裂を防止する。

ガスの滞留しない場所で風上より消火し、漏洩防止処置を施す。

消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。

周辺及び漏洩状況から判断して消火すると危険が増すと考えられる時は、火災の拡大延焼を防止するため周辺に噴霧散水しながら容器内のガスがなくなるまで燃焼させる。

漏洩部や安全装置に直接水をかけてはいけない。凍るおそれがある。

容器内に水を入れてはいけない。

消火活動は、有効に行える最も遠い距離から、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。

粉末消火剤を用いて初期消火に努める。この際防毒マスク等を使用する。

損傷したボンベは専門家だけが取り扱う。

### 消火を行う者のための保護具

消火作業の際は、適切な空気呼吸器と完全な保護衣（耐熱性・化学用保護衣）を着用すること。

## 6. 漏出時の措置

### 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

全ての着火源を取り除く。

漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。

直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。

関係者以外の立入りを禁止する。

作業者は適切な保護具（「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

漏洩場所周辺は、適切な換気を行うこと。

漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。

風上に留まる。低地から離れる。

密閉された場所に立入る前、換気を良くすること。

ガスが拡散するまでその区域を立入禁止とする。

液状の漏洩物が皮膚に触れると凍傷の恐れがあるため、皮膚の露出を避け、保護手袋を着用する。

漏洩物や漏洩源に直接水をかけてはいけない。

眼、皮膚への接触やガスを吸入しないこと。

### 環境に関する注意事項

河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。

環境中に放出してはならない。

### 回収、中和

毒性ガスを無害化するため、漏洩物を安全に燃焼させる方法を考える。

少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。

大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、ポンプで汲み取る。

容器弁からの漏洩は FeCl<sub>3</sub> 溶液に吹き込むのが良い。

### 封じ込め及び浄化の方法・機材

危険でなければ漏れを止める。

可能ならば、漏洩している容器を回転させ、液体でなく気体が放出するようにする。

蒸発を抑え、蒸気の拡散を防ぐため散水を行う。  
 漏出物を取扱う時、用いる全ての設備は接地する。  
 土砂、土のう、防水シートなどにより、漏洩（流出）液および蒸気の拡散防止をはかる。  
 窒息の危険を防ぐため換気を良くすること。  
 すべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。  
 可燃物（木、紙、油等）は漏洩物から隔離する。  
 排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。  
 水を漏洩物に接触させない。  
 ガスが拡散するまでその場所を隔離する。

**二次災害の防止策**

**7. 取扱い及び保管上の注意**

**取扱い**

**技術的対策**  
**暴露防止**  
**局所排気・全体換気**  
**安全取扱い注意事項**

「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。  
 空気中の濃度を暴露限度以下に保つために、排気用の換気を行うこと。  
 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。  
 すべての安全注意(安全データシート: SDS)を読み、理解するまで取扱わないこと。  
 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。(禁煙)  
 周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。  
 容器は丁寧に取り扱い、衝撃を与えたり、転倒させない。  
 容器の取り付け、取り外しの作業の際は、漏洩させないように、十分注意する。  
 使用後は、バルブを完全に閉め、口金キャップを取り付け、保護キャップを付ける。  
 漏洩すると、発火、爆発する危険性がある。  
 空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。  
 接触、吸入又は飲み込まないこと。  
 吸入すると、死亡する危険性がある。目や口に入ると刺激を受けることがあり、使用の際には十分気を付けること。  
 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。  
 加圧ガスを含有し、熱すると爆発のおそれがある。  
 ガスを吸入しないこと。  
 皮膚、粘膜などに触れると炎症を起こす可能性がある。  
 「10. 安定性及び反応性」を参照。  
 本品を使用する時に、飲食または喫煙しないこと。  
 使用後は必ず手洗いをする。

**接触回避**  
**衛生上の注意事項**

**保管**

**技術的対策**  
**混触危険物質**  
**保管条件**

高圧ガス保安法に準拠すること。  
 「10. 安定性及び反応性」を参照。  
 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。ー禁煙。  
 換気の良い場所で保管すること。  
 屋内に置く場合には、適切な換気を行うこと。  
 酸化剤、酸素、爆発物、ハロゲン、圧縮空気、酸、塩基、食品化学品等から離して保管する。  
 容器は直射日光や火気を避け、40°C以下の温度で保管すること。  
 施錠して保管すること。

**安全な容器・包装材料**  
**推奨の材料**  
**使用材料**

高圧ガス保安法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。  
 ブチルゴム、ネオプレン、塩素化ポリエチレン、ポリ塩化ビニル等の合成ゴムやプラスチック類、ステンレス鋼、アルミニウム、軟鋼。乾燥状態では、ステンレス鋼、アルミニウム等の金属材料が使用可能である。

**8. ばく露防止及び保護措置**

**管理濃度**  
**日本産業衛生学会**  
**(2014年度版)**  
**ACGIH(2014年版)**

1 ppm (厚生労働省告示第 45 号 適用 2012 年 4 月 1 日)  
 5ppm、7mg/m<sup>3</sup>  
 TWA: 1ppm、STEL: 5ppm

<b>設備対策</b>	<p>減圧バルブにはグリース及びオイルを使用しないこと。          この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。          製造業者が指定する防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。          完全密閉系及び完全密閉装置でのみ取り扱うこと。          作業場には防爆タイプの全体換気装置、局所排気装置を設置すること。          その他静電気放電に対する予防措置を講ずること。          室内では、ガスが滞留しないような構造にすること。          気中濃度を推奨された管理濃度・許容濃度以下に保つために、工程の密閉化、局所排気、その他の設備対策を施すこと。          高熱工程でガスが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度・許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。</p>
<b>保護具</b>	
<b>呼吸器の保護具</b>	<p>適切な呼吸器保護具（陽圧自給式空気呼吸器など）を着用すること。          ばく露の可能性のあるときは、送気マスク、空気呼吸器、又は酸素呼吸器を着用する。          防毒マスクには硫化水素ガス用吸収缶を使用する。</p>
<b>手の保護具</b>	<p>保温用手袋を着用すること。</p>
<b>眼の保護具</b>	<p>適切な保護手袋を着用すること。          適切な眼の保護具を着用すること。          保護眼鏡（普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）</p>
<b>皮膚及び身体の保護具</b>	<p>適切な顔面用の保護具を着用すること。          必要に応じて適切な保護衣、保護面を使用すること。</p>
<b>適切な衛生対策</b>	<p>取扱い後はよく手を洗うこと。          手袋及びマスク等の保護具は定期又は使用の都度手入れを行うこと。</p>

9. 物理的及び化学的性質
- 物理的状态、形状、色等
  - 臭い
  - pH
  - 融点
  - 沸点
  - 引火点
  - 爆発範囲
  - 蒸気圧
  - 蒸気密度
  - 比重
  - 溶解性
  - オクタノール/水分配係数
  - 自然発火温度
  - 粘度

無色の圧縮液化ガス:ICSC(2000)  
 特徴的な臭気（腐敗した卵臭）:ICSC(2000)  
 データなし  
 -85°C:ICSC(2000)  
 -60°C:ICSC(2000)  
 データなし  
 4.3~46vol%:ICSC(2000)  
 1875kPa:Merck(2006)  
 1.19:ICSC(2000)  
 0.79 (液体):ホンメル(1991)  
 5g/L (20°C):ICSC(2000)  
 log Pow = 0.23 (推定値):ICSC(2000)  
 260°C:ICSC(2000)  
 0.01241mPa・s (15°C):SRC(2006)

10. 安定性及び反応性
- 反応性、化学的安定性

加熱すると、激しく燃焼又は爆発することがある。  
 燃焼すると分解し、有毒なガス(イオウ酸化物)を生じる。  
 流動、攪拌などにより、静電気が発生することがある。  
 高温の物体との接触面、火花又は裸火により発火する。  
 気体が空気より重いため、地面あるいは床に沿って移動することがあるので、遠距離引火の可能性はある。天井が低い場所では滞留して酸素欠乏を引き起こすことがある。

- 危険有害反応可能性

加熱すると破裂の危険を伴う圧力上昇が起こる。  
 酸、塩基、還元剤と反応する。  
 過酸化ナトリウム、酸化カルシウム、無水クロム酸、酸化銅、過酸化バリウムとは発火、爆発的に反応する。  
 強酸化剤と激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。  
 濃硝酸、発煙硫酸等の酸化剤と激しく反応する。  
 一酸化二塩素、二フッ化酸素、五フッ化臭素、三フッ化塩素、二塩化酸素、硝酸銀、金属粉末と接触すると爆発的に反応する。

<p>避けるべき条件 避けるべき材料 混触危険物質</p>	<p>加熱 銅、銅合金、ゴム、ブナ（ブタジエン系ゴム）は不可。<sup>9)</sup> 酸、塩基、還元剤、過酸化ナトリウム、酸化カルシウム、無水クロム酸、酸化銅、過酸化バリウム、濃硝酸、発煙硫酸等の酸化剤、一酸化二塩素、ニフツ化酸素、五フツ化臭素、三フツ化塩素、二塩化酸素、硝酸銀、金属粉末。 銅、銅合金に対し腐食性が大きい。普通鋼に対しては、湿気を含みかつ高温のとき、腐食が著しい。</p>
<p>危険有害な分解生成物</p>	<p>火災時の燃焼により、硫黄酸化物等有害ガスが発生する可能性がある。</p>

1 1. 有害性情報

<p>急性毒性 吸入（ガス）</p>	<p>ラット LC<sub>50</sub>(4時間)=444ppm [産衛学会勧告(2001), ACGIH (2001)], 及び 700 mg/m<sup>3</sup> (換算値 LC<sub>50</sub>=503ppm) [CICAD(2003)]より小さい方の値 444 ppm に基づき、区分2とした。</p>
<p>皮膚腐食性・刺激性 眼に対する重篤な損傷 / 刺激性</p>	<p>データ不足のため分類できない。 ヒトの眼に高濃度の硫化水素ガスを直接接触させることにより、角結膜炎、角膜の点状びらん、催涙、羞明などの刺激症状が認められるとの記述 [CICAD (2003)], 及び気中濃度 16~32mg/m<sup>3</sup> (10.5~21.0ppm) の硫化水素ガスにばく露後数時間に眼に対する刺激性が認められたとの記述 [EHC (1981)]から、眼に対して強度の刺激性があると判断し、区分2Aとした。</p>
<p>呼吸器感作性又は 皮膚感作性 生殖細胞変異原性</p>	<p>呼吸器感作性：データなし 皮膚感作性：データなし in vitro の細菌を用いる復帰突然変異試験で、1菌株に弱い陽性データがあるが、その他の指標に関するデータはないため、分類できない。</p>
<p>発がん性</p>	<p>EPA の分類ではIと評価していることから、分類できないとした。 (EPA I：発がん性評価には情報が不十分な物質)</p>
<p>生殖毒性</p>	<p>ラットの器官形成期・産後期吸入ばく露試験では分娩時間の延長が認められたが、胎児への影響はなかったこと[CICAD(2003)], また、ラットの交配前、妊娠及び授乳期吸入ばく露試験では、親動物の雄の精巣に精細管の変性が認められたが、繁殖能に影響しなかったこと [CICAD(2003)]から、いずれも最小限な影響であると判断された。また、ヒトでの職業的ばく露により自然流産の増加が認められたが、二酸化硫黄、二硫化炭素などにもばく露しており、通年にわたって 4 μg/m<sup>3</sup> を上回る硫化水素にばく露した集団の自然流産の増加は十分に有意でないこと [CICAD(2003)]から、生殖毒性について分類するにはデータが不十分であり、分類できないとした。</p>
<p>特定標的臓器毒性 (単回ばく露)</p>	<p>ヒトでの単回吸入ばく露により、吐き気、頭痛、譫妄、平衡感覚障害、記憶力低下、神経行動変化、嗅覚麻痺、意識消失、振戦、痙攣などの症状及び不整脈、血圧上昇が認められるとの記述 [CICAD(2003)], 意識消失及び呼吸麻痺により死亡するとの記述 [IRIS(2006)]があり、ラットでの単回吸入ばく露により、区分1のガイダンス値範囲の用量で条件回避反応の低下、気道粘膜の組織傷害が認められたとの記述、マウスでの単回吸入ばく露により鼻粘膜に軽度の刺激性が認められたとの記述 [CICAD(2003)]から、区分1（中枢神経系、心臓血管系、呼吸器系）とした。</p>
<p>特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 吸引性呼吸器有害性 その他の情報</p>	<p>データなし 常温気体であり、分類対象外である。 神経系障害、循環器系障害や肺炎などの重篤な後遺症が残ることがある。 比較的低濃度の反復暴露では、主に眼に障害が発症する。また、全身障害では頭痛、悪心、食欲不振、体重減少、衰弱、神経過敏などを起こし、濃度が高いと鼻炎、気管支炎などや肺炎が発症することがある。</p>

1 2. 環境影響情報

<p>水生環境急性有害性</p>	<p>魚類（ファットヘッドミノー）の LC<sub>50</sub>(96H)= 0.0071mg/L [ECETOC (2003)]から、区分1とした。</p>
<p>水生環境慢性有害性</p>	<p>急性毒性が区分1、水中での挙動及び生物蓄積性が不明であるため、区分1とした。</p>
<p>オゾン層への有害性</p>	<p>分類に必要なデータがないため、分類できないとした。</p>

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。  
 高圧ガスを廃棄する場合は、高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則の規定に従うこと。

汚染容器及び包装

高圧ガスの容器を廃棄する場合は、製造業者等専門業者に回収を依頼すること。

消費設備からの排出ガス

爆発範囲以下まで希釈して、除害装置に導入して無害化処理を行い、排出濃度を許容濃度以下にする。この際、支燃性ガスとの混触を避ける。

14. 輸送上の注意

国際規則

海上規制情報

IMOの規定に従う。

UN No.

1053

Proper Shipping Name

HYDROGEN SULPHIDE

Class

2.3 (Toxic gases)

Sub Risk

2.1

Marine Pollutant

Not applicable

航空規制情報

Forbidden

国内規制

陸上規制情報

高圧ガス保安法の規定に従う

海上規制情報

船舶安全法の規定に従う。

国連番号

1053

品名

硫化水素

クラス

2.3 (毒性ガス)

副次危険

2.1

海洋汚染物質

非該当

航空規制情報

輸送禁止

特別の安全対策や条件

高圧ガス保安法に準拠して輸送する。

移動、転倒、衝撃、摩擦、バルブの損傷等などを生じないように固定する。

運搬時には容器を40℃以下に保ち、特に夏場はシートをかけ温度上昇の防止に努める。

火気、熱気、直射日光に触れさせない。

輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。

消防法に規定された危険物と混載しない。

食品や飼料と一緒に輸送してはならない。

鋼材部分と直接接触しないようにする。

重量物を上乗せしない。

移送時にイエローカード、消火設備及び応急措置に必要な資材、工具を携行する。

15. 適用法令

高圧ガス保安法

液化ガス (第2条)

可燃性ガス、毒性ガス (一般高圧ガス保安規則第2条)

労働安全衛生法

特定化学物質第2類物質、特定第2類物質(特定化学物質障害予防規則第2条)

名称等を通知すべき危険物及び有害物 (施行令第18条の2)

名称等を表示すべき危険物及び有害物 (施行令第18条)

半導体用ガス (半導体製造工程における安全対策指針、昭和63年2月18日・

労働省基発第82号の2)

悪臭防止法

特定悪臭物質 (施行令第1条)

大気汚染防止法

特定物質 (法第17条第1項、政令第10条)

道路法

車両の通行の制限 (施行令第19条)

船舶安全法

高圧ガス (危規則第3条危険物告示別表第1)

港則法

高圧ガス (法第21条2、施行規則第12条)

航空法

輸送禁止 (施行規則第194条)

16. その他の情報

引用文献

データ毎に記載した。

記載内容の取扱い

記載内容は、現時点で入手できる資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載のデータや評価に関しては、いかなる保証をなすものではありません。また、注意事項は通常取扱いを対象としており、特殊な取扱いの場合には、新たに用途・用法に適した安全対策を実施のうえ、お取扱い願います。